

神奈川県と株式会社メルカリとの連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社メルカリ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 高齢者の生きがいに関すること
- (2) 障がい者の活躍に関すること
- (3) 教育の実践に関すること
- (4) 災害時の支援に関すること
- (5) その他社会課題解決に資する取組に関すること

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、協定による有効期間満了日の30日前までに、甲または乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から2年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（株式会社 メルペイを除く。）に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

乙 東京都港区六本木6丁目10番1号
株式会社メルカリ
取締役社長兼COO